

蕨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

蕨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年蕨市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「この項から第 5 項まで」を「この項から第 7 項まで」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 42 条中第 3 項を削り、第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に規定する事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月17日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄